

毎週火、金曜日発行（但休日に当ると翌日）

鳥取県公報

目 次

- ◇告 示
昭和三十五年度干害応急対策事業費補助金
交付要綱
- 昭和三十六年一月鳥取県告示第四十一号（
児童福祉施設保育所措置費の保育単価）の
一部改正
- 道路位置の指定
- 被爆者一般疾患医療機関の指定
- 建設業者の登録
- 建設業者の変更登録
- 馬の伝染性貧血検査
- ◇教委告示
鳥取県指定天燃記念物の指定
- ◇公 告
昭和三十六年度鳥取県立高等看護学院の学
生募集要領

告 示

鳥取県告示第七十三号

昭和三十五年度干害応急対策事業費補助金交付要綱を

第一条 第一条に規定する経費及び補助率は、別表のとおりとする。

第二条 第二条に規定する経費及び補助率は、別表のとおりとする。

次のように定める。
昭和三十六年二月三日
鳥取県知事 石破二朗
昭和三十五年度干害応急対策事業費補助金
交付要綱

第一条 知事は、昭和三十五年五月二十七日から九月五
日までに、水田及び畠地の干害に対し応急的に実施さ
れた干害応急対策事業に要する経費に対し、予算の範
囲内において、市町村、土地改良区、土地改良区連合、
農業協同組合又は共同施行者に補助金を交付するもの
とし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則
(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規
則」という。) の規定によるほか、この要綱の定める
ところによる。

第二条 第一条に規定する経費及び補助率は、別表のと
おりとする。

第三条 規則第五条第一号及び第二号に規定する事業計
画書及び収支予算書の様式は、それぞれ別記様式第一

号及び別記様式第二号のとおりとする。

第四条 規則第十八条に規定する実績報告書の様式は、
別記表第三号の二の三。

第五条 補助金交付申請書及び実績報告書の提出時期は、

知事が別に定める

第六条 この要綱に基づいて提出される書類は、当該事
業の運営に成る爲め併せて事務所長、経理人、士官等

れ二部提出するものとする。

卷之三

この要綱は、昭和三十五年度分事業の補助金に適用す

別表

一 経費
度こ用線じ水く、河川の戸の仮しめ干の水の機専用井戸の仮しめ害要確架設の輸送力堀さくく、切、急対した送水及機をさくく、切、策は水管びを付む。水路の業昭和機械設置け、以機堀さくく、切、費和機械設置け、以機堀さくく、切、補助金三借び並動下に力同揚さくく、切、交年、に力同揚さくく、切、市町以同、良地改村、市町以同、良地改村、村下組農区士地良、市町以同、良地改村、主事體別業補助率

共同施行		市町村営	行び等 う等。 共同施 及い。
六 分 割	五 割		
経費の自らの購入に要する経費のための事業の施行者による購入の実績	二、揚水機、ボーリング機械(ボーリング機械専用動力機械を含む)及び電気探査機並びにそぞろの附属品の購入(今後の干水害に備えて引き続き購入する目的で要する経費)で次に掲げる	二、揚水機、ボーリング機械(ボーリング機械専用動力機械を含む)及び電気探査機並びにそぞろの附属品の購入(今後の干水害に備えて引き続き購入する目的で要する経費)で次に掲げる	経費につき保証のための助成金(昭和三十四年一月一日以後に於けるものに限る)の申請に係る手続
経費の自らの購入に要する経費のための事業の施行者による購入の実績	二、揚水機、ボーリング機械(ボーリング機械専用動力機械を含む)及び電気探査機並びにそぞろの附属品の購入(今後の干水害に備えて引き続き購入する目的で要する経費)で次に掲げる	二、揚水機、ボーリング機械(ボーリング機械専用動力機械を含む)及び電気探査機並びにそぞろの附属品の購入(今後の干水害に備えて引き続き購入する目的で要する経費)で次に掲げる	経費につき保証のための助成金(昭和三十四年一月一日以後に於けるものに限る)の申請に係る手続

別記様式第1号

昭和35年度十害応急対策事業の内容及び経費の配分方
(又は昭和35年度干害応急対策事業成績書)

(達) [費用] 構は、工事費、機械購入費、燃料費、工事雜費、事務雜費に区分して記載すること。

00669
第3195号 4

別記様式第2号

昭和35年度干害応急対策事業収支予算(又は收支精算)書

- (2) 「工種」欄は、仮結刃、水路工、さく井工等に区分して記載すること。
 (3) 「事業量」欄には、箇所数、延長、台数等を記載すること。

昭和36年2月3日 金曜日 鳥取県公報

昭和36年2月3日 金曜日 鳥取県公報

00670
第3195号

1 収入の部	
区 分	本 年 度 予 算 額 (又は本年度精算額)
(記載例) 県 補 助 金 費 金 市 町 村 負 担 元 計	

2 支出の部	
区 分	本 年 度 予 算 額 (又は本年度精算額)
(記載例) 干害応急対策事業費 工事費 機械購入費 その他	

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

3 県補助金精算
補助金交付額
精算事業費額
補助率
精算補助金額
摘要

別記様式第3号

昭和35年度干害応急対策事業実績報告書

鳥取県知事 氏 名 姓 住 所

番 号 年 月 日

(団体代表者 氏 名 姓)

昭和 年 月 日 第 号をもつて補助金交付決定の通知があつた昭和35年度干害応急対策事業を別紙のとおり実施したので、昭和35年度干害応急対策事業費補助金交付要綱により報告する。

記

00671

第3195号 6

1 補助事業の成績書 (第1表、第2表、第3表、第4表、第5表)
 2 収支繰算書 (別記様式第2号)

第1表 昭和35年度干害応急対策事業成績書

本表は、別記様式第1号による。

第2表 機械購入調査書

国地 / 事業者番号	国地名	名称 (又は品目)	形状 寸法規格	製造年月日	数量	単価	価格(取引年月日)	摘要	要

第3表 工事雑費調査書

区分	科目	数量	単価	金額	摘要	要
工事費 機械購入費 燃料費						

第4表 事務雑費調査書

本表は、第3表の様式に準じて作成する。

第5表 取得財産調査書

00672

昭和36年2月3日 金曜日 鳥取県公報 第3195号

7 昭和36年2月3日 金曜日 鳥取県公報 第3195号

鳥取県知事第70回

昭和三十六年1月鳥取県告示第四十一号(児童福祉施設保育所措置費の保育単価)の一部を次のよう改正する。

昭和三十五年度保育単価設定表中

昭和三十六年1月1日より適用する。
昭和三十六年1月31日

鳥取県知事 石破 仁朗

- 1 本表は、第2表の様式に準じて作成する。
- 2 本調査には、機械購入費以外で購入した、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号までの財産及び昭和35年発生干害応急対策事業費補助金交付要綱(昭和35年12月23日付農地第3919号)第6に定める財産を記載すること。

「 みどり園	九八〇」	「 みどり園	一〇四〇」	「
「 北谷」	九八〇」	「 北谷」	一・一五〇」	「
「 仁慈保育園	一・一六〇」	「 仁慈保育園	一・〇七〇」	「
「 わかば園	九八〇」	「 わかば園	九八〇」	「
「 錦わかば」	一・〇八〇」	「 錦わかば」	一・〇七〇」	「
「 哲生わかば」	一・一六〇」	「 哲生わかば」	一・〇四〇」	「
「 青谷町 青谷愛児園	九〇〇」	「 青谷町 青谷愛児園	九八〇」	に改める。

鳥取県告示第七十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十一年一月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請人の住所氏名

鳥取市湯所町一五五番地の六 尾崎 鉄夫

二 道路の位置場所

鳥取市湯所町二八〇番の四

丸山町九番の三

八番の五

八番の六

八番の一〇

八番の一

八番の七

八番の二

三 番の三
三 番の一八

三 道路の幅員及び延長
幅員 四メートル 延長 七九、四メートル

六メートル 三五メートル
八メートル 四メートル

計 一八、四メートル

鳥取県告示第七十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療様閥として、昭和三十五年九月一日次の病院、診療所を指定した。

昭和三十六年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指定に係る診療科名
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七	内科、小児科、外科、眼科、産婦人科、整形外科、皮膚科
鳥取県立中央病院	鳥取市吉方二六五	内科、小兒科、眼科、外科、産婦人科、整形外科、皮膚科
市立鳥取市民病院	鳥取市古市一	内科、小兒科、眼科、外科、産婦人科、整形外科
近藤医院	掛出町二五〇三	内科、小兒科
馬淵医院	西町一九五	内科、小兒科
宮脇医院	東町二六二	内科
山本内科医院	茶町一〇	内科、外科
城野医院	瓦町二二九	耳鼻いんこう科、循環器科、内科、小兒科
西尾医院	瓦町一五五	内科、小兒科
吉田医院	下味野三三六	内科、外科
近藤医院	国安九一五	内科、小兒科
太田垣医院	湖山町六四四	内科、外科
田中医院	岩美郡津ノ井村余戸二七三ノ二	内科、外科、小兒科、産婦人科
大久保医院	国府町麻生八七	内科、外科

野島療院	瀬崎町二、七一四の一	眼科、外科
音田内科	東町四三五	内科
福島医院	赤崎町赤崎	内科、眼科
池本医院	東郷町松崎五五四	内科、外科、産婦人科
東郷湖畔診療所	東伯町鈎三五八の二	内科、外科、小兒科
川本診療所	羽合町田後五九五	内科、外科、眼科、耳鼻いんこう科
音田医院	三朝町三朝九六七	内科
岡本医院	東伯町八橋一、三八〇	内科、小兒科
中井医院	富益町六九六	内科、外科、整形外科、婦人科、眼科、皮膚科、ひ尿科、小兒科、耳鼻いんこう科、精神科、神経科、放射線科
博愛病院	加茂町一丁目一	内科、外科、小兒科、産婦人科
松浦医院	角盤町二丁目七〇	内科、小兒科
大坪医院	詠訪二〇〇ノ一	内科一般
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一	内科、小兒科
境港市外江町二、五三一		内科、小兒科
三宅医院	栄町二二	内科、外科
本田医院	竹内町三、一〇二	一般
池淵医院		
永見医院		

野津醫院	國府町谷	内科、小兒科
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町智頭一、八七五	内科、外科、理学療法科、産婦人科
井上医院	用瀬町用瀬	内科、皮膚科、外科
林医院	用瀬町鷹狩	内科、小兒科
久能寺診療所	郡家町久能寺七一二	内科
尾崎医院	八東町才代二八二	内科、小兒科
加藤医院	佐治村加瀬木一、三〇〇	内科、小兒科、耳鼻いんこう科
荻原医院	智頭町智頭一、七九六	内科、外科、産婦人科
桑田医院	河原町河原一九七ノ三	内科、外科、小兒科
山田医院	智頭町智頭六三三	内科、外科、耳鼻いんこう科
岸医院	河原町河原四〇	内科
壺井医院	智頭町早瀬三二七ノ二	内科、外科、小兒科、産婦人科
太田医院	河原町釜口	内科、外科、小兒科
氣高町国民健康保険	氣高郡氣高町勝見六六〇ノ二	内科、外科、耳鼻いんこう科
浜村診療所	倉吉市越殿町一、四〇八	内科、産婦人科
乾医院	鹿野町鹿野	内科、産婦人科
厚生病院		内科、外科、耳鼻いんこう科、放射線科、眼科

13 昭和36年2月3日

金曜日 鳥取県公報 第3195号

00678

昭和36年2月3日 金曜日 鳥取県公報 第3195号 12

00677

西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町倭三九七	内科、外科、小兒科、産婦人科
淀江病院	淀江町淀江六六五	内科、外科、産婦人科
大山町国民健康保険所子診療所	大山町所子五八九	内科、小兒科
佐々木医院	中山町田中	外科、産婦人科
米原内科胃腸科医院	会見町諸木二五六	胃腸科、小兒科
日南町国民健康保険生山診療所	日野郡日南町生山四八九ノ三	内科、小兒科
日野病院	溝口町二部	内科、外科、小兒科、婦人科
溝口町国民健康保険二部診療所	日野町根雨七三〇	内科、外科、産婦人科
江府町国民健康保険	江府町江尾一、九四四	内科、外科、小兒科
江府第三診療所	江府町江尾一、九四四	内科、外科、小兒科
鳥取県告示第七十七号	昭和三十六年二月三日	鳥取県告示第七十七号
建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。	鳥取県告示第七十七号	建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。
鳥取県告示第七十八号	昭和三十六年二月三日	鳥取県告示第七十八号
建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年一月三十一日変更登録した。	鳥取県告示第七十八号	建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年一月三十一日変更登録した。
昭和三十六年二月三日	昭和三十六年二月三日	昭和三十六年二月三日
鳥取県告示第七十九号	鳥取県告示第七十九号	鳥取県告示第七十九号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて馬の伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。	鳥取県告示第七十九号	家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて馬の伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。
昭和三十六年二月三日	昭和三十六年二月三日	昭和三十六年二月三日
鳥取県知事 石破二朗	鳥取県知事 石破二朗	鳥取県知事 石破二朗
登録番号	登録年月日	鳥取県知事 石破二朗
鳥取県知事登録(へ)第五四〇号	昭三六、一、二九	主たる営業所の所在地
三朝建設(株)	川口建設(有)	申請者氏名
東伯郡三朝町大字本泉	八頭郡河原町大字佐貫	摘要
(新)大丸義男	川口重義	土木工事
(旧)谷本順一		
一 実施の目的	馬の伝染性貧血予防のため	一 実施の目的
二 實施の区域	別表のとおり	二 實施の区域
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲		三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬		馬
四 實施の期日	別表のとおり	四 實施の期日
五 検査、注射及び駆除の方法		五 検査、注射及び駆除の方法
チヨツケ試験管法による赤血球数検査及び担鉄細胞		チヨツケ試験管法による赤血球数検査及び担鉄細胞

別表 検出法

馬の伝染性貧血検査

実施期日 実施区域

畜検診場

二月八日 目野郡溝口町三部、溝口 三部、溝口家

九日 江府町武庫、池の内 武庫、池の内

十日 溝口町金屋谷、岩立 金屋谷、岩立

十三日 大平原、上野 大平原、上野

二十日 富江、柄原 富江、柄原

二十二日 大内、添谷 大内、添谷

二十三日 江府町美用、下蚊屋 美用、下蚊屋

二十四日 貝田 貝田

二十五日 江尾、柿原 江尾、柿原

二十七日 高尾、根雨 高尾、根雨

二十八日 高尾、根雨 高尾、根雨

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条の規定により、次のものを鳥取県

指定天然記念物に指定したので、同条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年二月三日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

種別	名稱	員數	寸法	その他の特徴	所 在 地	所 有 者
鳥取県指定天然記念物	長田神社社叢			常緑広葉樹の原始林的性質を備えた山陰地方内陸の原始林	西伯郡西伯町 大字馬場字宮ノ前二	長田神社 代表者 今岡達二郎
植物	佐伯氏のクロガネモチ	一株	寸法 胸高周囲 根本周囲 枝張 南北西方 高方	シイ カシ(タブ隨伴) ヤダケ サカキ 林		
			一七八 六六 二七 米米米米	西伯郡西伯町 大字福成一、一九七 佐伯忠義		

同	佐伯氏のクロガネモチ	一株	寸法 胸高周囲 根本周囲 枝張 南北西方 高方	西伯郡西伯町 大字福成一、一九七 佐伯忠義
			一七八 六六 二七 米米米米	

公 告

昭和三十六年度鳥取県立高等看護学院の学生募集を次の要領により実施する。

昭和三十六年二月三日

鳥取県知事 石破二朗

一 募集人員 十六人

二 修学年限 三年

三 応募資格

高等学校卒業者若しくはこれと同等以上の学力を有する者又は旧看護婦規則(大正四年内務省令第九号)により都道府県知事の看護婦免許を受けた者

四 応募手続

- 1 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書(家族全員記載したもの)
- 2 志願者健康診断書(当学院所定のもの)及び胸部レントゲン写真
- 3 高等学校卒業証書の写し又は卒業見込証明書
- 4 最終学校長の内申書(学校長から直接学院に送付されるもの)
- 5 写真(最近六月以内に撮影の上半身名刺型)二枚
- 6 受験選択科目調査書

受験料三百円(鳥取県収入証紙を使用のこと、消

印のあるものは無効)

五 出願期間

昭和三十六年二月三日から昭和三十六年二月十六日まで(当日消印のあるものは認める。)

六 試験期日 昭和三十六年二月二十二日、二十三日

七 試験場 本学院及び鳥取県立中央病院

八 選考方法

1 身体検査(身長が一、四七メートル以下の者は、不合格となります。)

2 学科試験

数学Ⅰ(代数又は幾何のいずれかを選択)

理科(物理、化学、生物の中の一科目選択)

国語

3 人物考查

英語

4 作文

昭和三十六年三月三日(学院玄関に掲示するほか本人

昭和四年四月十五日第三種郵便物認印

発行日
火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 所 鳥取県鳥取市栗谷町
備 一部月極二二〇円(配達料共)

県

に通知する。)

十 学費及び給与

1 授業料は徴収しない。

2 学生は寄宿舎に入舎しなければならないが食費及び食費は不要(場合により食費の一部額負担のことあり。)

3 白衣、予防衣、帽子、教科書等は貸与する。

4 学費として月八百円を支給する。

十一 試験当日の携帯品

1 受験票

2 筆記用具

3 弁当及び上草履

4 その他

1 不明の点は、直接学院に照会すること。

2 所定の入学願書用紙は返信用八円切手封入のうえ

直接学院に請求すること。

3 受験のため宿舎を希望するものは、あらかじめ学

院に連絡すること。